## 第56回 地方分権改革有識者会議 第161回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時:令和5年11月16日(木)9:59~12:12

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

## 出席者:

[地方分権改革有識者会議]市川晃座長、髙橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由 美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議 員、湯﨑英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋 真由美構成員、髙橋滋構成員

(勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、髙橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

〔政府〕田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、恩田馨内閣府地方分権改革 推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、寺本久幸内閣府地方分権改 革推進室参事官

## 議題

- (1) 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について
- (2) 地方分権改革の今後の方向性について
- (3) その他
- 1 冒頭、田和内閣府事務次官から以下の趣旨の挨拶があった。

(田和内閣府事務次官)各議員、構成員の皆様におかれまして、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向け、御尽力いただき、誠に感謝申し上げる。

特に提案募集検討専門部会の構成員の皆様方におかれましては、8月4日の合同会議 以降、関係府省から2度目のヒアリングをしていただき、熱心な御検討をしていただい た。重ねて感謝を申し上げる。

その結果として、里帰り出産に関し、地方公共団体等への実態調査を踏まえ、令和6年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずるといった回答をいただくなど、今年も多くの提案が実現できる見込みと聞いている。

本日の皆様方の御議論を踏まえ、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において、例 年のとおり、対応方針を決定したいと思う。

さらに、今年は提案募集方式が始まって10年目の節目である。今までの議論を踏まえて、本日の地方分権改革有識者会議では、地方分権改革の今後の方向性の案を御提示し、 御審議をいただく。それではよろしくお願い申し上げる。 2 次に、議題(1)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について」に関して、大橋部会長及び田中内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

(大橋部会長)本年の提案募集検討専門部会における審議状況について、報告をさせていただく。

前回、8月4日の地方分権改革有識者会議後、提案に対する関係府省の第二次回答を踏まえ、9月に5日間にわたって第二次ヒアリングを行った。第二次ヒアリングでは、38の項目について、関係府省から具体的な措置の内容や検討スケジュールについて、第一次ヒアリング時より深掘りした議論を行い、本日お示しする対応方針案の取りまとめに至った次第である。提案への対応について明確にするよう、関係府省に求めてきた。また、計画策定については、本年3月に閣議決定されたナビゲーション・ガイドに沿って対応するよう依頼した。

本年の2度にわたるヒアリングを通じて感じた点を、2点お伝えしたい。

一つ目は、10年を経てもなお新出の難問は存在することを改めて感じた。

第一次ヒアリングの段階では、先行きが見通せない課題も複数存在したが、事務局が 辛抱強く検討を重ねていただいたこと、改めて感謝申し上げる。

また、自治体からの提案は、国に対する対決や紛争の場ではなく、各省の所管する仕組みの不具合が顕在化することで、国が現場に下りて、現場主義で問題解決に向けた取組を各省とこの部会が共同で作業する場面であることを改めて認識した次第である。

二つ目は、デジタル化が急速に進展する中で、本年はデジタルに係る提案が非常に多く、仕組みが変動している過程であることを実感した。提案として出てくるのは、デジタルの仕組みを利用する側からの不足部分の提示であり、提案は制度補完の訴えでもあると受け止めた。予想以上に、現場では紙ベースのアナログな行政運営が残っており、改革すべき点が多くある。デジタル庁やデジタル関係の会議がほかにも複数存在する中で、本部会がどこまで関与できるのか、すべきなのか。正直、悩む場面も少なくないが、デジタル化に向けた政府全体の流れの中で、自治体側からの要望としてある意見を具体的な形で拾い上げ伝達していくことは、本部会に課された重要なミッションであることを改めて認識した。

ヒアリングを通じて、後ほど事務局から説明があるが、本年の提案募集の取組においても、多くの提案について関係府省から前向きな対応を引き出すことができ、地方の現場の支障について、解決が図られる見込みである。

政府においては、年内の閣議決定に向けて、最終的な詰めをよろしくお願い申し上げる。

(田中参事官)令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について、説明をさせていただく。資料2を御覧いただきたい。

最初に、基本的考え方として、平成26年から提案募集方式を導入し、地方分権改革の 推進が地方創生における極めて重要なテーマであるということを掲げている。

次に、一括法案の提出等についてであるが、法律改正事項は、令和6年の通常国会に一括法案等を提出することを基本とする。また、現行規定で対応可能な提案は、地方公共団体に対する通知等によって明確化をすること、引き続き検討を進めるものは、適切にフォローアップを行い、地方分権改革有識者会議に報告をさせていただくことなどを記載している。また、計画策定等については、本年の3月に閣議決定した、ナビゲーション・ガイドを着実に運用し、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進する。

次に、対応状況についてであるが、令和5年の提案230件のうち、これまでの提案募集で既に扱われたものや提案募集の対象外であるものなどを除いた176件について、内閣府と関係府省との間で調整を行った。

提案募集検討専門部会での審議など、先生方の御尽力や関係府省の真摯な御対応の結果、約9割は何らかの形で対応ができるという成果を得ることができた。

また、令和5年の提案募集では、「連携・協働」、「人材(担い手)確保」を重点募集テーマとして設定したが、これらに関連する提案のうち、実現に向けて検討等を行った案件は、「連携・協働」関係が13件、「人材(担い手)確保」に関する関係が20件となっている。

次に一つ目、「幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長」についてである。

原則、保育教諭等は幼稚園教諭の免許、保育士の資格の両方が必要であるが、令和6年度末まで特例措置により、いずれか一方を所有していることで保育教諭等として勤務することが可能となっているが、特例措置の期限が到来すると、両方の資格、免許を所有する保育教諭等の確保が困難になり、受入定員が減少するなど、保育の受皿拡充に支障を来す。

そこで、保育教諭等となるための幼稚園の教諭免許、保育士資格要件に関する特例及 び資格取得要件の緩和措置の延長について、こども家庭庁設置の保育士資格等に関する 専門委員会で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるというもの。

次に二つ目、「管理栄養士国家試験の受験要件の見直し」についてである。

現行では、管理栄養士養成施設の卒業者や卒業の見込者については、管理栄養士の国家試験の受験の要件として、栄養士の免許を取得する必要がある。その申請の手続や申請の手数料の支払いが負担となっている。また、都道府県にとって、受験の要件を満たすために栄養士免許の交付等を行わなければならず、負担であった。

そこで、管理栄養士の養成施設卒業者や卒業見込者について、管理栄養士国家試験の 受験資格として栄養士免許を取得することを不要とし、受験生や都道府県の負担が軽減 されるというもの。

次に三つ目、「国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審

査・検査等に係る指定確認検査機関の活用」についてである。

現在、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等ができるのは、建築主事に限定されている。老朽化した公共施設の建て替えや大規模災害等の公共施設の再建等が円滑に行われるよう、民間の建築物に関する建築確認と同様に、これらの審査・検査等を指定確認検査機関も行うことができるようにするもの。

次に四つ目、「生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化」についてである。

現行では、生産緑地を譲渡して農地以外のものにする場合には、これは2つの法律それぞれの手続を行う必要がある。

そこで、土地所有者と地方公共団体の負担を軽減するという観点から、生産緑地法の手続をした方について、一定の要件を満たす場合に公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出を不要とするというもの。

次に五つ目、「宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化」についてである。

閲覧制度については、インターネットの閲覧を可能とする方針を国土交通省が示しているが、インターネットの閲覧とする場合、閲覧の対象となる書類を全てPDF形式などのデジタル文書に置き換える必要があり、都道府県の事務負担が大きい状況。

そこで、宅地建物取引業者名簿等の閲覧対象書類につきまして、閲覧制度のデジタル 化に伴い、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ閲覧希望者による宅地建物取 引業者の選定に支障がない範囲内で合理化を行うというもの。

次に六つ目、「獣医師法に基づくオンラインによる届出の場合の都道府県経由事務の見直し」についてである。

現行では、オンラインによる届出の場合であっても、都道府県はシステム上で国への 送付処理を要するなど、一定の事務負担が生じている状況。

そこで、都道府県の事務負担を軽減するため、獣医師から農林水産大臣への氏名等の届出について、オンラインによる届出の場合には都道府県知事の経緯を要しないとするもの。

次に七つ目、「国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して地方単独 医療費助成制度を利用する場合の現物給付を可能とするための見直し」についてである。

現行では、国民健康保険の被保険者が区域外の医療機関等で地方単独医療費助成制度 を利用する場合には、被保険者が一時立替払いを行った後、市町村に現金給付に係る申 請をする必要があり、市区町村では現金給付に係る事務が生じている状況。

そこで、被保険者、市区町村、医療機関等の負担軽減等を図る観点から、地方公共団体と区域外の国民健康保険団体連合会との委託契約等により現物給付が可能であることを周知するとともに、当該委託契約が円滑に締結できるように医療機関等の事務負担軽減のための方策について検討するというもの。

次に八つ目、「里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築」についてである。

現行では、出産のため、妊産婦が住所地外に里帰りされた際に、地方公共団体間で妊産婦に関する情報共有の仕組みが整備されていないため、里帰り先の地方公共団体や医療機関において支援が必要となる妊産婦の把握が困難であり、効果的なサービスの提供はできない状況。

そこで、住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みを構築し、地方公共 団体への実態調査等を踏まえ、必要な措置を講ずるというもの。

次に九つ目、「妊産婦健康診査に係る受診票の統一及び情報共有システムの構築」についてである。

妊産婦健康診査は、一定の利用可能区域を越えた場合には償還払いで対応せざるを得ないという状況であり、また、住所地外の医療機関で健診を受診した場合には、受診結果情報が住所地の市町村へ共有されない。

そこで、地方公共団体及び妊産婦の償還払いに係る手続の負担軽減を図るとともに、 住所地と里帰り先の地方公共団体等の情報連携の仕組みの構築について、地方公共団体 への実態調査等を踏まえ、必要な措置を講ずるというもの。

最後に、「地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを 事由とする特別休暇を各地方自治体の裁量により創設できることの明確化」についてで ある。

地方公務員の休暇制度は、国及び他の地方自治体との権衡を失しないこととされており、自治会等の地域社会に貢献する活動に従事することを事由とした特別休暇を各地方 自治体の裁量で創設できるか不明確な状態。

今回、国家公務員において認められていない事由による特別休暇を地方自治体が独自 に設けようとする場合の考え方を明確化することにより、働き盛り世代の地域活動への 参加を促すことを可能とし、自治会役員等の人材の確保を図るというもの。

こうした取組状況を踏まえまして、全体を通して実現・対応の割合が88.1%となっているところである。

次に、提案募集検討専門部会で御審議いただいた39の重点事項の対応案について、先 ほど説明したもの以外のうちで主なものを説明させていただく。資料3を御覧いただき たい。

18番、「保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止」についてである。

提案団体では、居室面積基準を「従うべき基準」から「標準」とする本特例を活用しながら待機児童の解消に取り組んでいるが、令和6年度までとなっているこの特例の期限について、令和6年度中に政令を改正し、令和11年3月31日まで延長するもの。

次に、23番「既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等」についてである。

都道府県が定める他の計画が離島振興計画として必要な内容を含むなど、一定の条件 を満たす場合には、別途離島振興計画を策定する必要はなく、当該他の計画のうち、離 島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可 能であることを明確化し、その際の留意事項を含め、令和5年度中に地方公共団体に通 知をするというもの。

次に、25番、「市町村農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正」を求めるものである。

市町村が作成した農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について、その対象が計画の変更部分に関するもののみであることを明確化するなどの内容を含む形で、令和5年度中に農業振興地域制度に関するガイドラインを改正するもの。

最後に139番、「日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置付けの明確化」を図るものである。

日本赤十字社に対する寄附金など、活動資金に係る現金を取り扱う事務については、 当該事務の適正な実施に関する取組を試行した上で、令和6年度中に当該取組を地方公 共団体へ周知するもの。

資料2、資料3で御説明した提案に対する関係府省の対応方針を取りまとめたものが 資料4であり、対応方針の本体となるものである。

私からの御説明は以上である。

(三木議員) 大橋部会長をはじめ、部会の皆様に鋭意取りまとめていただき、感謝申し上げる。

また、地方分権改革推進室の皆様方にも、資料のとりまとめと、丁寧な御説明をいただき感謝申し上げる。

私からは以下の点について述べさせていただく。

様々なデジタルに関する課題があり、デジタル庁に伝える機会がなく、デジタル庁は 包括的、全体的なことを取り扱っていただいているので、個別の案件で取り扱っていた だくこと自体が、それぞれの団体だけでなく市町村全体にとってもプラスになる。

また、私が感じたのは、各省庁がそれぞれの自治体に通知した場合に、なかなか私どもに伝わってこない。そうすると、各担当段階での重要性と私どもが考えている重要性が異なってしまう。しかし、この地方分権改革有識者会議の資料は非常にわかりやすくまっているので、ぜひ提供していただければ、ありがたいと思う。

(恩田室長)御意見感謝申し上げる。

デジタルの関係については、次の議題の今後の方向性のところで事務局から御説明を させていただく。各自治体からの個別のデジタルの提案についてしっかりと受け止めて、 必要なものについては整理をし、デジタル庁等としっかりと連携を取るというような形 で対応させていただければと思う。

また、分かりやすくという話につきまして、いろいろ成果について事例集なども作っ

ているところであるが、引き続き分かりやすい形で工夫し、市長を始め、幹部の方々にもしっかりと知っていただくということは非常に大切なことだと思うので取組みたい。 (髙橋座長代理)分かりやすくとの話との関連である。最近においても新聞を見ていて、 提案募集で実現したという点への言及が一切なく、各府省は自分の成果のような形でリ リースされているのを見て、複雑な気持ちがしている。

各府省がプレスリリースするときには提案募集の結果であることを担当記者に説明していただくことを政府全体で徹底していただけるとありがたい。また、事務局にも対応していただきたい。

(後藤議員) 多くの方に御尽力いただいてお取りまとめくださり、感謝申し上げる。 私からは質問が2点ある。

資料2の対応状況という部分で実現できなかったものが21件とあるが、この実現できなかったものを確認するためにどの資料を参照すればよいか不明なので、教えていただきたい。

もう一つは、同じ資料2のスライド4の実現対応の割合が、平成26年度においては63.7%だったのが7割台、8割台となって今に至るという形で、随分と増えているが、資料3を見ると、提案の方向で検討するという前向きな回答と、必ずしも提案の方向で検討するわけではないと思われる回答がある。

対応するという件数を単にカウントするだけだと、少し誤解が生まれてしまうのではないか。その辺りについて教えていただければと思う。

(田中参事官) 1点目の実現できなかったもの21件について、今の時点でどれが21件なのかということを明らかにするような形にはなっていないのが現状である。

2点目であるが、先生がおっしゃるとおり、提案の趣旨を踏まえ対応、それから、現行規定で対応可能、これらを合わせたものを小計としているが、書きぶりとして、案件によっては、提案している内容、地方からの提案そのものに対してぴったり一致するものもあるが、なかなかダイレクトにはできないものは、違う手段、手法によって何らかの解決策を図るというものも含まれている。そういったものを対応方針の文言としては書き分けて記載しているというところである。

(大橋部会長)確かに実現できていなかった21という数字が非常に気になるところである。 今回の資料の中に入っていないので、もう少しそこのところは説明がこれからはあって もいいという印象がある。

あと、書きぶりがいろいろ変わっているのは、事務局で工夫して書いてくださったためだと思う。そのため、違うことを行っているような印象を受けたかもしれないが、私としては一応各省庁には受け止めてもらえたというように受け止めている。その中でダイレクトなものとそういう間接的なものとが含まれているということなので、そこは交渉している人間は分かるが、外から見ると確かに関係ないものも含んでいるのではないかと思われるかもしれないので、そういうことはない数字だということを前提にして、

これから説明していただきたい。

(恩田室長) この実現できなかったもの21件につきましては、事務局で工夫し整理をさせていただきたい。

先ほどのいろいろな文言につきましては、各省庁と折衝している中で、具体的に決まっているものと、おぼろげながら決まっているものが文章の中の表現に表れているのではないかなと思う。おぼろげなものについては、今回提案を頂いて対応方針に記載したが、来年以降もフォローアップという形でチェックをしていく。最終的にはこういう形で措置されたというものがまた対応方針に記載される。

例えばこの案件について少し方向が見えないなというものについては、来年の対応方針ではしっかりと方向が見えるものというのもあるかと思うので、御覧いただければありがたい。

(勢一部会長代理)今回示していただきました対応方針には賛同である。御協力いただきました関係の皆様、特に提案団体、そして、御尽力いただいた事務局、あわせて、真摯に御対応くださった関係府省の方々へも改めて感謝申し上げる。

提案募集も10年を重ね、府省と議論をする場合でも、地方団体が意識している現場主義や制度の利用者目線など、先ほど部会長から御指摘があったが、その視点から制度検討することを共有していただける場が増えてきたと思う。その点では、提案募集を通じているいろな制度改善が行われていることを毎回参加しながら実感している。

特に私は計画策定ワーキングを預かっており、計画策定に関する提案についてお話し させていただきたい。

関連する計画を統合的に一体として策定することで、地域にとってはまちづくりや地域の発展に向けた総合的な政策展開が可能になる。これまでは、個別法に基づいて計画策定が求めている場面については、法律ごとに計画を策定するのがスタンダードであったが、府省に検討をお願いすると、複数の計画を一体に策定しても構わないとか、総合計画に位置付けても構わないという計画があることが分かった。法律に書いていない場合にそれができるのかどうか、自治体の担当者としては非常に悩ましく、一歩踏み出すことができないこともあったが、提案という形で明確化することで、担当者も安心して計画を策定することが可能になった。そうした運用改善にもこの提案募集の仕組みが寄与していることから、意義があると思う。

やはり計画は計画策定の要請を満たすために策定するものではなくて、地域にとって本当に必要な施策を展開するためにしっかり担保していくためのものであり、利用者目線の計画を現場でも活用していただければと今回の議論を通じて思ったところである。 (市川座長) 今いただきました御意見を踏まえまして、文言、これからの整理、それから、報告等について検討させていただきたいと思う。また、対応方針の内容についても、再度文言等を検討して進めさせていただきたい。

それでは、対応方針案を了承することとする。

政府においては、本日の議論も踏まえ、政府の対応方針の決定に向け、各府省との最終調整をお願い申し上げる。

2 次に議題(2)「地方分権改革の今後の方向性について」に関して、田中内閣府地方分 権改革推進室参事官と寺本内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後 意見交換が行われた。概要は以下の通り。

(田中参事官) 資料5は地方分権改革の今後の方向性について記載したものである。

当該資料は3部立てとなっており、1に序論、2に提案募集方式を導入して10年の総括、3に今後の方向性となっている。

ポイントに限って説明する。

1ページは、地方を取り巻く環境の変化について記載している。

2ページは、地方分権は、地域が自らの発想と創意工夫により問題解決を図るため基盤となるものであり、分権改革は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体が自主的かつ総合的に担い、地域の諸課題に対応できるようにする改革であり、社会情勢が変化しても、地方分権改革の意義は変わらないと記載している。

3ページは、社会情勢の変化、課題を踏まえながら、これからの時代にふさわしい国と地方の役割分担、連携の構築など、時代に即した地方分権改革へとその歩みを着実に進め、バージョンアップを図っていく必要があるということを記載している。

4ページ以降は10年の総括を記載している。

4ページ、5ページは平成26年以降、提案募集方式の導入等の取組が進められてきたということで、次頁以降に進捗状況を記載している。

6ページは提案募集方式についての取組の概要について記載している。

7ページから8ページは、提案の状況について、記載している。具体的に、提案件数について、10年間で3,521件の提案、また、毎年おおむね200から300件で堅調に推移しているという記載をしている。

また、提案団体に着目した記載では、都道府県ではほぼ全ての団体から提案が出されている一方で、町村に限定すると全体の約3割弱にとどまっているという状況にあり、 提案内容については幅広い分野において多くの提案があるということを記載している。

9ページは、地方の提案に対する対応状況について記載をしており、具体的には、 昨年までの9年間で関係府省と調整を行った2,095件のうち、対応できるものの割合と して約8割に上ると記載している。

10ページから19ページまでは、分野別の対応状況ということで、分野別のそれぞれの状況についての紹介を記載している。

関連して、住民サービスの向上につながった例についても記載している。

20ページから22ページは分野横断的な対応の状況ということで、権限移譲や規制緩和、それから、業務効率化、補助金の関係について記載をしている。

23ページと24ページは提案の裾野の拡大、提案内容の深化のための取組について、記載している。具体的には、地方自治体職員等向けの研修や提案検討の支援のツール、また、全国ブロック説明会の実施、地方で活躍する職員等のネットワーク化、地方分権改革アワードの表彰についての記載をしている。

25ページは提案募集方式の小括、まとめという形で記載している。具体的には、当該取組により相当程度成果が上がってきているということや、地方から制度改革に関する具体的な提案を求め、改革につなげる仕組みとして導入され、相当程度定着していること、地方からも分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価を得ていること、また、内閣府の地方分権改革推進室において、従来から、地方公共団体から派遣された職員についてもこの事務に携わっているということについて、記載している。

26ページ、27ページは裾野の拡大への取組、複数の共通する又は類似する提案への対処、それから、住民の声に依拠した提案成果の住民への還元、また、フォローアップの在り方の検討について、課題として記載している。その上で、これらの課題に適切に対応し、取組の深化を図っていくべきと記載している。

28ページは効率的・効果的な計画行政の推進ということで、平成21年の地方分権改革 推進委員会の三次勧告から説き起こすような形で、この計画策定の事務が地方公共団体 の大きな負担になっていること、あるいは知事会からも令和2年に提言がされているこ と、また、提案募集方式の重点募集テーマに計画策定等が設定され、その後1年間の議 論では不十分との問題意識から、この有識者会議において取りまとめがなされたといっ た記載をしている。

29ページは、地方分権改革有識者会議の下にワーキンググループが開催され、報告書の取りまとめ等がなされたところであり、政府における骨太方針2022での基本原則の盛り込みや、ナビゲーション・ガイドの閣議決定などを記載している。

30ページでは、骨太方針2023での明記や、ナビゲーション・ガイドに沿った対応の着手といった記載をしている。

31ページは、継続的・効果的な情報発信ということで、シンポジウムの開催や取組・成果事例集、動画の作成、ソーシャルメディアの活用等について言及をしている。

32ページは、国と地方の協議の場について、引き続き、国と地方の協議の場の活用をはじめ、国と地方の間での対話の充実を図っていく必要があるという記載をしている。 33ページからは、今後の対応の方向性を記載している。

33ページ、34ページは計画行政について記載しており、本有識者会議におけるワーキンググループの討議等を踏まえ、実効性ある取組を更に進めることが期待されると記載している。

35ページは、補助金に関する見直しについて記載している。

35ページ下部から37ページは、デジタル化への対応について記載している。35ページは地方公共団体におけるデジタル技術の活用の必要性が一層高まっていることや、地方行政のデジタル化への対応としては、サービス提供内容や手続等に関する活用が挙げられ、また、公共私の連携や自治体間の連携などにおける取組が期待されるということを記載している。

36ページは、デジタル技術の特性をいかしつつ、全国的な共通基盤等の整備や国・地方の連携等を推進する必要があると記載している。

その上で、地方においてデータの利活用やアナログ規制の見直し等を図ることは、住民サービスの向上、自治体の業務の高度化につながり、分権改革を深化させ得り、このために、重点募集テーマとして、デジタル化関係の設定、また、提案の視点の例として、様式や帳票の見直し、また、デジタル基盤の統一化・共通化を記載するなどとした上で、集中的に模索して制度改正につなげることを通じて、住民視点でデジタル技術を活用していく観点から分権改革の推進を図っていくことも考えられるのではないかと記載している。

38ページは課題と対応の方向性について記載をしている。

具体的には、住民自治の機運を高め、住民自治の拡充を図ることが重要であること、 住民と情報共有しながら、地域の現状を認識し、将来の在り方を考え、どのようにサー ビス提供を維持していくのかを住民と共に考えていくことが必要であること、地方議会 の果たす役割がますます重要になることなどを掲載している。

39ページは課題の続きとして、今後の改革の推進に当たっても、住民自らが主体的に要望や意見を示す姿勢が望まれること、また、こうした好循環の生成が住民の実感を伴うようになることなどが、10年を経過した今こそ求められていると記載している。

これらを踏まえ、住民参画の機会の拡大を図り、成果へとつなげるまでの方策、と改革の成果を住民に分かりやすく還元するための方策の2つを並行して拡充させていくことが重要であると記載している。

40ページは住民参画の機会の拡大を図るための主な方策について記載している。具体的には住民参加型ワークショップの充実等の場づくりについて記載しており、内閣府と地方公共団体の連携の下で、住民参加型のワークショップや会議体等を開催し、地方からの提案にいかしていただくことを可能とする取組を全国の複数箇所で実施し、全国に周知して横展開を図るべきだということを記載している。また、役割・機能の発揮がますます期待される地方議会の議員が参加することも考えられると記載している。

41ページは、地域住民や事業者等にとっては、具体的な支障が国、地方のいずれの制度に依拠するものなのか判然としない場合が多いため、この点に留意した上での運営が望まれるといったこと、また、地方公共団体においては、実践的な活動の内容を始め、提案の状況等について、地方議会に対し、適切に報告や説明を行うことが求められるといったことも記載している。

その上で、提案方法の改善について提案様式について更なる見直しを図るなどの記載 をしている。

42ページは改革の成果を住民へ還元するための主な方策を記載している。

具体的には、住民サービスの向上につながった取組や成果を取りまとめた簡易な広報物の作成などについて記載をしている。

43ページは、全国シンポジウムにおけるコンテンツの拡充や、また、内閣府において 実施している活用状況調査について、住民参加の視点からの見直し等について記載して いる。

44ページは、これまで提案募集方式においては具体的な支障に基づく提案に一つ一つ対応しており、今後も着実に推進するべきである一方で、個別の提案に対する措置の方向性等を議論する過程で、複数の提案には共通する課題等が存することに気付かされ、一括して対応する必要がある場合が生じている。

こうした場合は、共通する複数の制度等について在り方を検討し、見直しを図っていくことが求められると記載しており、次の45ページにあるように、共通的な見直しを図るべき事項をピックアップした上で、地方の意見等を聴きながら見直しに向けて検討を進めることが考えられると記載している

46ページは、提案募集方式において、提案の求める措置の内容が共通する又は類似する複数の提案について、必要に応じて取り上げて検討することができるよう、提案募集方式の拡充を図ることが考えられるとして、例として、関連提案を追加で受け付け、一括して規上に乗せることが考えられると記載している。

最後に、47ページと48ページは今後の地方分権改革として、分権改革は地道に積み上げていくべき息の長い取組であること、また、これまでの理念を継承、発展させていくため、住民参加型の地域づくりなどを着実に進めていく必要があるなどを記載している。

48ページは、分権改革は究極的には住民生活の向上のための取組であること、その目指すべきミッションは個性をいかし、自立した地方を作ることであり、国・地方の双方がこの10年の成果をしっかりと継承し、更なる進展に向けて地道でたゆまぬ努力を積み重ねていかなければならないことまた、この改革の更なる推進に当たり、引き続き地方分権改革有識者会議においてその方策等について議論・検討を行っていくと記載している。

資料5については以上であるが、本資料の参考資料編として、関連データ等や実績を取りまとめた参考資料2を併せて御参照いただければと思う。

私からの御説明は以上であるが、この後に引き続いて、住民参加の視点の重視に関連 した、住民参画の機会の拡大を図る取組をモデル的に進めている神戸市の事例について、 参事官の寺本から御説明する。

(寺本参事官)参考資料3を御覧ください。

住民参加の観点で神戸市が取り組んでいる規制・行政手続見直し提案制度の取組の紹

介である。

神戸市では、これまでも規制・行政手続の見直しを適宜行ってきたが、さらに負担軽減に向けて市民目線あるいは事業者目線からの見直しが必要ということで、この提案制度に取り組んでいる。

本年8月より市民からの提案募集を開始しているが、市民からの提案を専門家等で構成される見直しチームとともに整理し、所管部局において対応方針を検討した上で、提案内容と検討結果は随時ホームページで公開する流れで実施している。

10月2日時点の提案受付の状況であるが、8月からの2か月間で100件の提案を受け付け、そのうち検討対象が37件で、内訳は規制関係が15件、手続関係22件。提案の概要、分野別には表で整理されているとおりである。

なお、この取組に関連しまして、当室からも現地で意見交換を行った。

(市川座長)過去10年間のこの地方分権改革有識者会議の歩みと総括、それから、今後継続していく取組と、新たな課題、対応策等を御説明いただいた。

御説明等に関してご意見いただきたい。

(湯﨑議員) 私から今後の方向性について意見を申し述べさせていただきたい。

資料5の方向性について、10年の総括というところについてですが、提案募集方式は 地方側の思いを酌み様々な制度改正につながってきたと評価している。

これについては、市川座長、大橋部会長をはじめ、歴代の委員の皆様、多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げる。

昨年度はナビゲーション・ガイドが策定され、継続的な見直しに向けた環境の整備が 着実に進められていることに感謝を申し上げる。

引き続き、内閣府に置かれては積極的な対応をお願いしたい。

具体的には、各府省において、地方の意見を十分に反映しつつ、ナビゲーション・ガイドの遵守状況を内閣府にきちんと報告し、計画等の策定による地方の負担軽減に資する取組を進めていただきたい。

また、議員立法は引き続き課題であり、計画等の策定を求める法令の規定や通知など は原則として新たに設けないということは徹底していただきたい。

それから、「従うべき基準」の見直しについては、これまで全国知事会の提言でも見直 しを求めているが、全国知事会においても具体的な事例や課題などの収集を行っている ところ。今後、取りまとめ結果を共有させていただきたい。これについては地方の課題 意識の強い分野で、抜本的な見直しの検討を今後お願いしたい。

それから、国と地方の協議の場について、これまで全国知事会でも国と知事会が率直に意見交換をして、共同して政策形成を行う基盤となるような議論ができる場を設けるとともに、分野別の分科会を設けるといった仕組みの強化を要望してきたが、今回、環境省で第1回の国と地方の協議の場が設けられるというような形で、着実に取組が進んでいると考えている。

一方で、地方行政は人口減少や職員数も減少していくという中で、社会課題は逆に多様化複雑化している。総理が6月21日のデジタル行財政改革の会見で発言されているが、令和の時代にふさわしい国と地方の役割の再定義など、国と地方行政に係る制度や組織を一体的に変革していくというのが非常に重要である。

提案募集方式との関係だと、地方に支障事例、制度改正効果といった立証責任が課されていることで、一つの改正事項を実現するだけでも多くの時間と労力を要すことから、ずっと提案を提出し続けるというのはなかなか限界がある。また、提案を提出すること自体が大きな手間になっている。市町村で提案するところが限られてきているというのは、そういった背景もあるということをよく考える必要があるのではないか。

10年間で3,000件を超える提案があったが、これは逆に言うと、それだけ非常に細かいことまで国が決めて地方をコントロールしているということの裏返しである。今回の重点事項の整理の表なども御覧いただいてもお分かりになるとおり、本当に細かいことが、提案募集方式に出して変えてもらえないとできないということに、なっているという事実をよく認識する必要がある。

さらに言うと、今の提案募集方式の中身が、制度の改正の話であって、これはそもそも地方分権の話なのだろうか。

もともとこの提案募集方式は、地方分権を進めていくために行っているものであるが、 国の制度を改善するということ、これ自体は非常に重要なことであり、いいことだと思 うが、地方分権の話なのか、制度改正の話なのかが分かりにくくなっている。

また、逆に分権の話で言うと、地方公務員の休暇の制度が国に定められていて、地方が自由に決められないのはなぜか。そういうことのおかしさをやはりよく考えていただきたい。

今回、今後の方向ということで住民参加の仕組みを入れるべきではないかと、詳細に書いてあるが、これはまさに住民と地方公共団体の関係、あるいはこの提案募集のやり方を中央でこういうふうにやりなさいと決めて言っている。これは地方分権なのか。全く逆である。提案募集が事実上制度改正のものになりつつあるということも踏まえると、国の制度の改正のために、地方がこういうやり方で事業者とか市民の声を吸い上げなさいというやり方を指示しているような内容に正直なっているのではないかと思う。

もともと住民から離れたところで意思決定されている体系というのが法体系としてあって、そこの問題を解決することなしに住民参加を促そうとしても、無理がある話であり、住民に身近な地方で意思決定をし、方針をつくる中で、初めて住民参加というものに意義があるのではないか。つまり、住民自治の強化は、住民自治を通じて国の制度をどうこうするとかという話ではなくて、団体の中でどういうことをやっていくかということを決めていくということが地方自治の本旨であって、今回提案してあるようなことは住民自治の強化と逆にかけ離れたものになっているのではないかと思う。

問題の本質は、提案募集をしなくてもいいような状態にするということであって、そ

のためには、国から地方にもっと包括的に権限とか財源を分配して、最適な配分にする ように見直すということである。

こういった視点を踏まえて、地方分権改革有識者会議での議論も進めていただきたい。 全体をよく見ていただくと、国と地方は対等と言いながら、完全に親子関係であり、しかも、親子の中でも、親が物すごく細かいことまで全部決めて、一々親の総務部にお伺いを立てないと何も決められないということが、まさに今回の提案募集などでも如実に見える。

この関係自体はやはり変えていくということを考えないといけない。

他方で、提案募集自体は、まさにいろいろな制度を改善していくという観点からも非常に有効であることは間違いないので、そのやり方は地方に任せていただきたい。

(三木議員) その通りであるが、地方や国を変えていくには、様々な手法が大事だと思う。 例えば、横連携や横展開は、なかなか一つの自治体でおかしいなと思っても実現できないが、それを解決していくことは大事である。市で悩んでいることがほかの市町村でも悩んでいる可能性があり、そういうのをこの地方分権改革有識者会議で取りまとめをしていただきたい。それから、逆にほかの市町村でいいことをやったということであれば、地方公共団体のことも考えながら横の連携を取る仕組みづくりをやっていっていただければ大変ありがたい。

それから、議員と住民の参加であるが、議員にもいろいろな差がある。デジタルを活用している人とほとんど活用しない人、それから、住民の中に溶け込んでいく人とそうではない人、そういう人たちに地方分権有識者会議に来ていただいて、自分がどういう目線で立っているかというのを分かってもらうということも大事だと思う。

次に、住民のお話をすると、住民が様々な問題意識を持っている。その問題意識を持っていることを公益とか行政のために役立てたいという気持ちがあるが、そういう手段がない。その手段がないときにどうするかというと、先ほど神戸市の事例が出たが、私どもも市長への手紙というものがあり、年に何百通と来る。その中には、本質的な問題やそうでないもの等いろいろあり、そういうものから国のへ提案していくと、それ自体が一人の有権者として行政なり国に関与しているという喜びになっている。包括的にやることも非常に大事だが、個別の案件に対して一つずつ解決していくということも大事ではないかと思う。

一つだけ私どもがお願いしたいのが「従うべき基準」、保育園の園児 1 人当たりの居室面積であるが、政令指定都市が原則採用になっている。これからだれでも保育園という制度になった場合にうまくいかない。すごく危機感を持っている。そのために、居室面積の基準の緩和は、こども家庭庁と相談していただきたい。

(髙橋座長代理) 湯崎知事の御指摘は深く心に刺さった。振り返ると、第二次地方分権で 義務付け・枠付けの廃止・縮減を長い時間をかけて作業し、多くの項目について義務付 け・枠付けの廃止・縮減を実現できたものの、各省との合意という限界もあった。当時 の小早川座長の下で私も作業に参画させていただいたが、義務付け・枠付けの廃止・縮減について、未完のものが残っているという意識は私も持っている。

そして、この提案募集方式にかわって、引き続き義務付け・枠付けの緩和・縮減を一つのテーマとして取り扱ってきて、御指摘いただいたように、保育所の基準の緩和「従うべき基準」の標準化・参酌化を行ってきたものの、なかなか各省とのやり取りの中で進まない部分もあった。そういった意味で、義務付け・枠付けの廃止・縮減の課題について、まだ残っている我々がやるべき課題がたくさんあるということは、知事のおっしゃったとおりだと思う。

そういった意味で、住民自治の拡大のために地方できちんとやるべきものは何かと。 そういう観点から、法令、政令、省令において、桎梏となっているものは何かという視 点から、重点募集という形で取り上げ、住民自治の拡張のためにさらに作業して段階で はあるのではないか。貴重な御指摘について感謝申し上げる。

(谷口議員)提案募集検討専門部会の先生方、そして、事務局の皆様、関係府省の皆様、 提案団体の皆様の御尽力に感謝申し上げる。

この10年の流れの中で、自治体から自由度とか自律性を増すような提案や基準の見直し、規制緩和を求める声があったが、そうしたものから、むしろ地方が様々な試行を国に提案していくという姿勢が出てきた。地方の実験的取組みを国が参考にできる部分もあるのではないかと思う。

それから、デジタルシステム基盤が充実してくると、仕事の共通化や国の一括処理・ 管理によって、地方自治体の業務がさらに効率化できるかもしれない。そこはデジタル 化の強みだと思うし、こうした方向が打ち出されているという点も非常によいことでは ないか。地方自治体が国に働きかけて、国の仕事の仕方も変化するというような提案と いうのがあり得るのだなと思って学ばせていただいた。

もう一つは、総務省の地制調の取りまとめ等においてもなかなか住民参加に関する記述が増えない中、地域社会のアクターとしての住民にクローズアップしていくというのは意義深いと感じた。

一方で、先ほど御指摘があったように、基礎自治体レベル、広域自治体レベル、国レベルではかなり範囲が異なるので、住民からの提案はまずは自治体のほうで吸収していただきたい。その中で、国の制度に関わってくる部分があれば、自治体や事務局と一緒に提案することで、提案のアクターが増えるのではないか。

地方議会や首長ももちろんそうだと思うが、地域社会の支えるアクターは、特に小さな自治体においては、将来に関する危機感があると思う。単に住民から要望を聞くということではなく、協力者であり参画者として、一緒に考えてほしい。地方議員の質の向上も求められている。地域を支える様々なアクターが協働することは、まさに地方分権の本質的なところ。

地域の問題が国の制度に関わってくる部分もあるので、そういう現場の課題感を吸い

上げていく試みは大事かなと思う。

今後の方向性のところに足していただきたいのは、将来世代の参画です。例えば地域コミュニティの話し合いが行われたとしても、新しい住民とか若い人、女性など、多様な住民が参加して意見を言うことは難しいこと。例えば、アバターを使ったりして属性が分からない状態にすると、特に弱い立場の人は話しやすくなるといわれている。フラットな関係を生み出すというのは、デジタル化のまた面白いところだとも思う。

将来世代が地域を考える機会は、主権者教育などの中にも用意することができる。 例えば総合学習の時間に地域社会の課題解決案を考えてもらうなど、将来世代の意見を 反映させる視点があるといいと思う。

とはいえ、住民から国まではかなり遠いので、まずは地域でそういった意見集約や交流を頑張っていただいて、段階的に国の制度設計にも議論を広げていくといった視点が要るのではないか。

(後藤議員) 先ほど湯崎知事から、これは制度改正の話であって、地方分権の話ではないのではないかというところが多く見られるという御指摘があった。私も資料4を拝見しているときに、同じことを感じた。今後の方向性を考えるときに、本質的には提案募集をしなくて済むように、そのための権限移譲、財源移譲というところに視点を合わせていく必要があるのではないかという言葉に賛成する。

その一方で、提案募集方式を導入し、地方から提案できる回路をつくったことには非常に大きな意味があったと思う。また、最近力を入れている計画行政の効率化の取組も大変意味のある取組だと考える。引き続きフォローアップをしていただき、地方の負担が減るようにしっかり取組んでほしい。

住民自治という部分について、他の議員の方々からお話があったように、内閣府が音頭を取った形でのワークショップ充実の是非については議論があるところだと思うが、住民が国に提案できる回路をつくることには意味があるのではないかとも思う。神戸市の事例で紹介していただいたように、地方では、土地利用、福祉、車などに関係する要望を持つ住民の方が非常に多いと感じる。地方自治体の委員会などで住民から分権に関わる要望が出ても、その要望が地方自治体の提案というかたちで国に届けられることは必ずしも多くないのではないか。

それから、これまでの地方分権改革の成果を見える化する取組について、成果をPRするのは大事だと思うが、ここはまだ解決できていないというような課題についても同時に誠実に伝えていくことが大切だと思う。

(大橋議員) この地方分権改革有識者会議ないし、その下で設置されている各種ワーキンググループ、専門部会の取組で難しいのが、地方のイニシアチブと国のイニシアチブのバランスの取り方だと思う。やはり地方自治の推進という意味でも、効果的に政策を推進するために国がある程度方針を決定するという場面もあってもよいのではないか。ただ、あくまで地方自治の推進なので、地方の現場の意見を最大限尊重しながら、地方の

イニシアチブと国のイニシアチブを、効果的にバランスを取って考えていくというのが 必要なのではないか。

今年度初めてこの提案募集の部会に参加させていただいた。そこで、例えば現行の提案募集の仕組みでは重点募集テーマの設定というのがとても大きな影響を与えている。この重点募集の設定というのは令和2年から試みが始まっているということで、提案募集のやり方も時を経て、最初は純粋なる地方のイニシアチブだったのが、効率的に推進するために重点募集のテーマを設定するなど、やり方が少しずつ時によって変わってきている。より効果的に地方自治を推進するために変わってきた面もあるのかなと思う。そういった意味で、適切なイニシアチブのバランスの取り方というものを今後も慎重に考えていく必要がある。

あともう一つ、分権改革で提案募集の仕組みとの関係では、国と自治体の間でやり取りが行われているときに、住民にとってその改革が本当にメリットになるのかどうかという住民の視点というのはどれだけ反映されているのだろうかというところを少し疑問に思う場面があった。住民の視点というのを地方分権改革のこの仕組みの中で入れていくというのは、そういった意味で、あくまで国と自治体のやり取りの中で全てを終えるというのではなくて、住民の視点というのを忘れないという意味では非常に大事な視点ではないか。しかし、国が自治体と住民とのコミュニケーションのやり方を規定するとかそういったことはあってはならないことから、その点については十分留意が必要である。

(伊藤議員) 重複しないところで2点申し上げたいと思う。

1点目は、提案募集方式というのは一種各個撃破の方式なので、全体的な戦略が多分見えづらい、あるいはスピード感が足りないというような御意見ではないか。これは方式に伴う制約といいますか、しようがない部分でもあるが、やはり大きな地方分権改革という戦略をどう考えるかということも恐らく今後は必要になってくると思う。この提案募集方式の路線で行った場合の方向性というのが今回の案だと思うが、我々としてもどこかできちんと戦略を考える必要はあると思う。

2点目は、今、デジタル行財政改革という話になっていて、いろいろな改革が同時並行で動いている中で、我々のこの地方分権改革有識者会議なり、あるいは提案募集方式というのがどういう位置付けにあるのかということを国と自治体の関係者、さらに究極的には住民の方々に届くような形で発信していくということが非常に重要なのではないかと思う。

我々の成果がどういうふうに受け止められるか、あるいはどういうふうに位置付けられるかということを横並びで俯瞰して捉える必要性があるのではないか。

(大橋部会長) 私が感じている印象であるが、今までの地方分権の議論というのは、国の 行政的関与が過剰であることに対して地方を守るという改革が多かった。逆の言い方を すると、国の立法者については信頼を置いていて、立法的関与で地方公共団体の自由度 が狭くなるというところは無防備だったと思う。国の法律が変わっていただかないと、いかに地方が一生懸命自分のマンパワーとかリソースを使って自由にやろうと思っても、桎梏になっているような法律多く存在する。それを取り除きたいとすると、法制度論と分権の議論というのは一見分かれるようであるが一致しているという認識である。

最近感じることは、地方分権が10年、20年進んできた結果として、かなり権限が地方に下りて、国は審議会とかで議論して法律案をつくるが、実際に法律をつくる国が、案外現場のことを分かっていないというか、地方支分部局があり行政をやっているところは分かるが、分かっていない省庁では、ある意味で臨床をやっていない人がマニュアルを書いているような危なさがある。国で法律をつくる制度担当者も現場に下りていただき一緒に問題を見て考えていただくことが必要なのかなと感じている。そういう意味からいくと、地方分権改革有識者会議で今やっている提案募集は、制度改革を一緒に、国が現場に下りて、個別の案件から制度を見直す現場主義の試みだというような受け止め方をしていて、これは続けていかなければいけない。中長期的な着地点は、湯崎知事と同じような目標を描いているが、そこに至る過程では提案募集の推進が必要なのかなというような気がしている。

そういう観点からすると、国はデジタル化に関して、大きな制度改革に関心があって、個々のところの使い勝手みたいなところは関心がないような印象を持つ。そういう点については自治体からの声をここで拾い上げるというような意味では、重点事項にデジタル化の問題を取り上げて、次年度以降やっていくということが必要なのではないかと思う。

2つ目は、住民自治は、神戸市がこういう形で具体的に出していただいて、非常にありがたいが、このやり方に固定するつもりない。地方ブロック会議で提案募集について説明するときに、この神戸のやり方に固執する趣旨ではないということを前提にして、こういう有意義な試みがありますという情報提供はして、住民に寄り添った自治体からの提案という要素を来年度以降もっと大切にしていきたい。

なお、共同提案という仕組みはこれまで、一人が手を挙げたらこの指とまれでほかの 自治体も提案して、共通の課題がありますということを省庁に示す意味では非常に有意 義な仕組みだった。本日紹介があったのは、ある事項について提案が出たときに、横並 びで同じような問題があるから、こちらも一緒にやってほしいという事項拡大型の共同 提案であり、これは面白いのでやってみたらどうか。ただ、これはかなり早期の段階か ら横並びの提案を仕込まないと準備ができないので、事務局に負担をかけるがやってみ る必要があると思う。

最後に、湯崎知事がおっしゃったことで私も共感するのは、立証責任が自治体のほうに課され過ぎていて厳し過ぎたという点であり、これは少し変えていく必要があると思う。そういう点を次年度の提案募集である程度方向性を示していただくと、作業がさらにやりやすくなるかなという印象を持っている。

(湯﨑議員) 御意見をいただき感謝申し上げる。住民参加については神戸市の例は良いが、このような例がありますよということを周知いただければいいと思う。今回、今後の方向性というところに書いてあるようなことになると、これは事実上こういうことをやれというのを強制するようなことになっていくのではないか。

厳しい言い方をすると、これはまさに国の各省庁がいつもやるやり方で、いいやり方をモデルを使ってやるので、モデルができたら、それは各自治体が採用しなさいと言っていることに等しい。これは努力義務と言いながら、事実上やらなくてはいけないというような法体系をつくっているやり方と非常に共通しており、こういうことが自治を縛ったり、あるいは自治体の事務を増やしているということを十分に認識していただきたい。

さらには、事細かにこういう情報発信をしなさいとか、議会にこういうふうに報告しなさいと全部書いてある。これはやめていただきたいというのが私の意見。知事会からももう少しソフトな言い方でやめてほしいというのを強く言ってくれと言われているので強調しておきたい。

(勢ー議員)湯崎議員、三木議員の御指摘を重く受け止めて、考えていかなければいけないと実感した。

提案募集をしなくても地方自治が円滑に進む制度環境を目指すというゴールは、私も 共有させていただいているつもり。そういう意味では、分権改革が始まって長いがまだ 過渡期にあるのだろうと思う。

提案募集については制度改善であって分権ではないという御指摘は、当てはまる案件があるように私も自覚はしている。他方で、これが始まった10年前は、地方側が国の制度に対して声を上げる場はそれほどなく、ある意味代替的な利用も中にはあったのだろう。ただし、制度改善と分権とは両者の区別が明確でない事例もあり、提案募集という枠で受け止めていけるものが何なのかについてはもう少し丁寧に考えていく形で、提案募集はもう少し頑張れるのではないかと思っているのが私の感想である。

今後、特に住民参加との視点では、国側から言われるのではなくて、地方公共団体側で各団体の特性に応じて自発的かつ自由に住民自治の在り方を考えていくというのは、大原則であると思っているが、それをサポートする場の一つとして提案募集はあるように思う。まさにフォーラムとして分権の在り方を共有して進めていくことで、ネットワークをつくる部分にも寄与しているのかなと感じている。

住民視点という部分を、提案募集という仕組みの中で受け止め切れているのか。それがまだなお足りないのではないかというのが今回の指摘になるのだろうと私は感じている。

人口減少も進み、住民の価値観も多様化していく中で、そうした各地域での多様性を 受け止める制度をどのように構築していくか。さらに、現行制度をどう変えていくかに ついては、制度所管の国側も責任を持ってそれに取り組んでいくというところ、それを 実現しているのが提案募集ではあると思うので、地方六団体等の大局的な政治的な議論 による分権とセットで進めていくような体制を検討していくのが望ましいように思っ ている。

(髙橋座長代理)まず、住民の声で提案募集方式に結びつけていくというルートを開発することの重要性をぜひ強調していただければありがたい。

それから、本年度においては夜間中学の問題が議論になり、出席に該当するかをこだわっていた文部科学省が、議論の結果、オンラインでもしっかり学習すれば修了まで結びつくということをはっきり言っていただいたのは非常に大きな成果だと思う。

最後は、デジタル化の話である。大橋部会長がいいことをおっしゃっていただいた。 国が制度設計をすると、自治体の現場と実務から離れたところで制度設計がされがちな ところがあることが提案募集方式でよく分かったことである。そういう意味で、国と地 方の連携の話が出てくるが、その記述の中に、住民や企業と行政とのインターフェース は主に地方公共団体が担っていることから、地方公共団体の現場の実情を制度設計に反 映させるという視点が重要なのだという点をぜひ強調していただく形で、連携の記述を 考えていただければ、ありがたいなと思う。

そして、これから少し蛇足を申し上げる。行政においてもアジャイルは重要だと思うが、民間の場合には、勝手が悪い技術とか、信頼性が置けない技術は競争の中で淘汰されていく。その結果として、信頼性がある技術とか、使い勝手がいい技術が社会と市場を支配していくことになる。これに対し、行政の場合は独占なので、使い勝手が悪いとか信用性が置けないシステムだということになると、結局、システムそのものが死んでしまう。そういった意味で、現場の実務をしっかりと国のデジタルの制度設計に反映させる仕組みを確保する必要がある。その一つのシステムとして地方分権があり、さらに言うと、国と地方の協議の場や分科会方式という非常にいい制度がある。デジタルについても、この分科会方式を参考として、地方公共団体とデジタル庁・各府省が協議を進めていっていただきたい。

(恩田室長)書き方も含めて、今後の方向性のところについては、工夫させていただき、 また皆様方に意見調整をさせていただいて、最後取りまとめていただくようにお願いし たい

(市川座長) 御意見をいただきましたとおり、この地方分権改革有識者会議の場というのは、特に今回は今後の方向性ということを議論していますので、ここは丁寧にもう一度しっかり議論をさせていただきたい。今日の御意見も踏まえて、もう一度事務局で整理して、もう一度議論をさせていただく。

私の個人的な感覚だが、団体自治の議論は結構十分にされてきて、いろいろな制度改革も進んでいるとは思っている。一方で、本来あるべき住民自治の部分が議論としてもまだまだ十分でない部分もあるなと、やはりあるべき地方分権の姿を考える上で、国がどういうふうに地方をサポートできるのか。この場はそういうことを議論する場だと私

は考えている。そういう点も含めて整理して、もう一度お話しさせていただければと思う。

(湯﨑議員)住民自治の基本というのは、やはり自らのことを自ら決めていくということだと思う。国の制度の改善について住民の意見を入れるというのは、非常に重要なことだと思いますし、実際にそのプロセスは入れればいいと思うが、いろいろなやり方もあるということも含めて御検討いただければありがたい。

(田中参事官)最後にその他ということで、報告事項を2件簡潔に御説明差し上げたい。 計画策定等に関するワーキンググループの継続について。

政府といたしましては、ナビゲーション・ガイドに基づいて計画策定等の見直しに取り組む必要あるため、引き続きこのワーキンググループを継続させていただき、政府の取組に関する御審議をお願いするというもの。

続いて2件目、いわゆる活用状況調査についての今後の取組に関して。

提案募集方式により改正等がなされた制度の活用状況を定量的に把握するというために、平成30年度からこの調査を実施しているところ。必要に応じて総務省行政評価局との連携調査も適時実施してきているということで、令和5年度についても活用状況調査を実施する予定。

住民参加の視点の重視の観点から、調査項目の見直しを行った上で、定量的な把握に加えて、改革の成果を住民等に周知するために、地方公共団体で行っている取組についても、調査項目に加えるという形にしたいと考えている。

こちらの結果については、またこの地方分権改革有識者会議において御報告をさせていただいた上で、公表させていただくという形にしたいと思う。

(市川座長)建設的なご意見をいただき感謝申し上げる。それでは、本日の合同会議をこれで終了したいと思う。

5 最後に、井上内閣府審議官より以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(井上内閣府審議官)各議員、構成員の皆様におかれましては、御多忙のところ、提案募集方式に基づく地方からの提案の実現に向けて御議論いただきまして、誠に感謝申し上げる。

皆様の御努力によりまして、今年も地方から寄せられた多くの提案について実現できる見込みと伺っている。

政府として、本日御了承いただいた令和5年の地方からの提案等に対する対応方針案 については、年末の地方分権改革推進本部及び閣議において決定するため、最終的な調 整を進めてまいる。

また、本日の会議では、地方分権改革の今後の方向性や、本質論に遡る御議論をいただき事務方としても大変整理ができ、改めて感謝を申し上げる次第である。

どうか引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力いただければと思う。何とぞよろ しくお願い申し上げる。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)